

水田活用の直接支払交付金の

5年水張りルール と1か月湛水管理のお知らせ

国から「水田活用の直接交付金の交付対象水田の確認の徹底」が示され、令和9年度以降も「水田活用の直接支払交付金」の交付を受けるためには「5年に1度の水張り」が要件になりました。農業者の皆様におかれましては本資料を参考に令和8年までの間「水張り（水稲作付または1か月以上の湛水管理）」の実施をご検討ください。

かんたん
解説

水田活用の直接支払交付金の 「交付対象外水田」と「5年水張りルール」



水田において主食用の米以外の作物を販売目的で生産し、販売すると交付金の対象になります（水田活用の直接支払交付金）。

水田で
飼料用米や
米粉用米、野菜
牧草等を
生産・販売



水田活用の直接支払交付金の対象となる水田は、主食用の米以外の作物を販売目的で生産し、販売する水田です。



水田活用の
直接支払
交付金



水田活用の直接支払交付金の対象にならない水田もあります（交付対象外水田）。

✕ 現況において非農地に転用された土地

✕ 3年間連続して作物の作付が行われていない農地

✕ 水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地
✓ たん水設備（畦畔等）がない※
✓ 用水供給設備（用水路等）がない
※生産性向上のための一時的な撤去はOK



令和9年度から交付対象外水田の要件が追加されます（5年水張りルール）

✕ 過去5年間に一度も水張りが行われていない農地※
※災害復旧や基盤整備事業が実施されている場合は該当する年を除く

「水張り」とは 水稲作付 か 1か月以上の湛水管理のことで

水稲
作付け

1か月以上の
湛水管理※

※連作障害による収量低下が起きにくい場合に限る



「水稲作付け」「1か月以上の湛水管理」はそれぞれ下記の方法で確認します。

- 「水稲作付け」は、水稲共済細目書で確認します。
- 「1か月以上の湛水管理」の確認方法は、次ページ以降をご覧ください。



1 か月以上の湛水管理の実施方法・報告方法について

「5年水張りルール」では「水稲作付による水張り（水稲共済細目書で確認）」のほか「1か月以上の湛（たん）水管理による水張り」が認められています（連作障害による収量低下が発生していない場合に限る）。
「1か月以上の湛水管理」の実施及び報告の方法は下記のとおりとなります。

1 湛水管理を実施

湛水管理を開始した際に状況がわかる写真を撮影してください。写真は圃場ごとの撮影が基本とします。

ただし、複数の対象圃場が1枚の写真に収まる場合はそれぞれ撮影する必要はなく1枚の写真のみでよいことと

します。

開始から1か月经過した時点での写真も同様に撮影してください。

●POINT●

- ✓ 水が溜まったら写真撮影
- ✓ 1か月经ったらまた撮影

TANSUI START



写真撮影
忘れずに

湛水管理のルール

湛水管理の基本的な考え方は次のとおりです

基本的な考え方

- 水稲作付と同等の湛水管理
- 用水による湛水（×天水による一時的な湛水）

具体的な基準

水深などの基準はありません

実施時期

実施時期の指定はありません

2 報告書を作成

湛水管理実施後、ホームページか農林課窓口から「水田活用の直接支払交付金に係るたん水管理実施報告書（以下「報告書」）」の様式を入手します。

撮影した写真を貼付して、右の記入例を参考として報告書を作成してください。

●POINT●

- ✓ まずは様式を入手
- ✓ 写真の添付を忘れずに

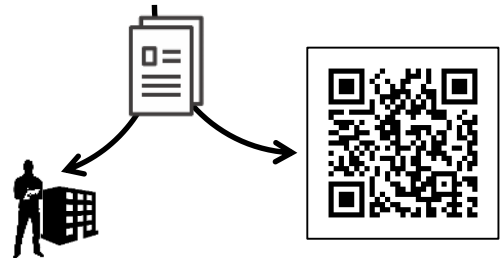


様式は
HPから
入手*

※農林課の窓口からも入手できます

報告書様式の入手方法

報告書の様式はホームページ（下記QRコード参照）か農林課窓口から入手できます



3 農林課に提出

報告書が完成したら農林課農業振興係に提出します。

提出期限は湛水管理を実施した年の年度末までとします。

〔例 令和6年6月に湛水管理を実施した場合は
令和7年3月末が提出期限〕

●POINT●

- ✓ 報告書の提出期限は年度末です



年度末
までに
提出



提出が遅れた場合、次年度に交付対象から除外される場合があります。

報告書が完成したらお早めに農林課に提出するようにしてください。

「一か月の湛水管理」に加えて「連作障害による収量低下が発生していないこと」が「水張り」の条件になります。

確認方法は別途お知らせしますので、「一か月の湛水管理」を実施する場合は、各ほ場における毎年の収穫量の記録を合わせてお願いします。



水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係るたん水管理実施報告書

【整理番号 - -】

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係るたん水管理実施報告書

令和 6 年 10 月 24 日

南陽市農業振興協議会 あて

報告者(実施者)

住 所 南陽市 三間通436-1

氏名又は名称 水張 太郎

連 絡 先 0238-40-3211

報告日を
記入

下記について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け、22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 第 2 の (1) の④のイに基づくたん水管理を実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 たん水管理実施ほ場一覧

耕地番号	分筆番号	地名地番	面積	たん水管理期間	実施状況写真番号
例 0001	001	三間通 西唐越 436-1	29.8 a	開始日：令和 6 年 5 月 25 日 終了日：令和 6 年 6 月 25 日	No. 1
0001	001	宮崎 ○○ 456-7	9.8 a	開始日：令和 6 年 5 月 30 日 終了日：令和 6 年 6 月 30 日	No. 1
0002	001	宮崎 ○○ 460	15.0 a	開始日：同上 終了日：	No. 1
0003	001	宮崎 ○○ 123 1	28.0 a	開始日：令和 6 年 9 月 10 日 終了日：令和 6 年 10 月 10 日	No. 2
0003	002	同上	2.0 a	開始日：同上 終了日：	No. 2
			a	開始日： 終了日：	
			a	開始日： 終了日：	
			a	開始日： 終了日：	
			a	開始日： 終了日：	

【別紙】
たん水管理
実施状況写真
の番号を記入

実施した
ほ場を記入

⚠ 水稲共済細目書の
表記に合わせて
記入してください

(あわせて提出)
別紙 たん水管理実施状況写真

2 添付書類 たん水管理実施状況写真 (別紙)

湛水管理開始時の
写真を貼付

1か月経過時の
写真を貼付

撮影した
写真を貼付

⚠ 撮影年月日や場所の
特定ができるように
撮影してください



交付対象水田・5年水張りルールに関するQ&A

Q 交付対象水田から外れた場合、〇〇〇からも外れますか。

A 以下の整理になります。

水田活用の直接支払交付金（産地交付金含む）	→ ×対象外
畑作物の直接支払交付金（ゲタ）	→ ○対象
南陽地区とも補償制度	→ ○対象
水稲共済（細目書）	→ ○対象
中山間地域等直接支払交付金	→ ○田として対象（畦畔など水張り機能があることが条件）

Q 一度水張りを行えば、その後はずっと交付対象のままになりますか。

A 水張りを行った年の翌年度から起算して5年間は交付対象のままとなります。ただし、その5年間で一度も水張りが行われなかった場合は、その翌年度に交付対象から外れます。

例	令和6年度に水張りを行った場合※、令和7年度から令和11年度までの5年間は交付対象です。ただし、この5年間に水張りを行わなかった場合は令和12年度以降は交付対象から外れます。
※	一か月の湛水管理をした場合は、連作障害による収量低下が発生していないことも条件になります。

Q さまざまな理由で水張りができない水田はどうすればいいですか。

A 今回の「5年水張りルール」について、国では「転換作物が固定化している水田は畑地化を促す・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す」目的としています。水張りができなかった場合は、令和9年度に交付対象から外れることとなります。

なお、水田を将来に渡って畑地化する場合の支援措置として「畑地化促進事業」が措置されています（下記参照）。この事業を活用すれば、10アールあたり14万円（1回限り）と10アールあたり2万円（以後5年間）などの交付金が交付されます。ただし、土地所有者の同意や関係機関の合意などの要件に加え、再び交付対象水田に戻せないなどの制約がありますので、十分に考慮いただいた上で活用をご検討ください（採択事業のため必ず採択されるとは限りません）。

（参考）畑地化促進事業 [①と②セットで支援]

対象作物・高収益作物（野菜等）
・畑作物（麦・大豆・飼料作物）

交付単価は令和5年度補正予算事業

① 畑地化支援

前年度水稲作付または交付金の対象となった農地において水田を畑地化※する取組を支援。畑地化後、5年間畑作物を作付けることが条件。
※交付対象水田から除外する取組を指す。地目変更を求めるものではない。

交付単価
14.0万円/10a

② 定着促進支援

①の取組の後の5年間を継続支援

交付単価
2.0万円/10a × **5**年間

①②のほか、土地改良区決済金等支援（上限25万円/10a）も措置